

農業生産者育成事業募集要項

1. 事業の目的

農業生産者の生産性の向上と育成を図ることを目的として、市内の農業生産者がビニールハウスの設置や農機具の購入を行う場合に対して補助をします。

なお、本事業の実施にあたっては、志摩市補助金等交付規則（平成 16 年 10 月 1 日規則第 60 号）に定めるもののほか、本要項に定めるものとします。

2. 助成の内容

対 象 者：市内在住で農業に取り組んでいる方、あるいは、新たに取り組もうとしている方

助 成 内 容：

（1）農業用ビニールハウスの設置等

- | | |
|-------|--|
| 対象経費 | ①新設設置に係る資材の購入費及び設置工事費
②中古資材や修繕のための資材の購入費及び設置工事費 |
| 助成割合 | 対象経費の 2 分の 1 |
| 助成上限額 | ①の場合 上限 1 5 万円
②の場合 上限 1 0 万円
※予算等の都合上、要望額全額補助できない場合あり |
| 交付要件 | a. 設置したビニールハウスで 3 年以上作付けをすること
b. 設置したビニールハウスで直売所などへの出荷を目的とすること（家庭菜園は対象外）
c. 農業体験としてインターン等の若者を受け入れることが可能であること |

（2）農機具の購入

- | | |
|----------|--|
| 対象経費 | ①新品の農機具の購入費
②中古品の農機具の購入費
(耐用年数の範囲内 農業用設備：7 年) |
| 助成割合 | 対象経費の 2 分の 1 |
| 助成上限額 | ①の場合 上限 1 5 万円
②の場合 上限 1 0 万円 |
| 対象経費の下限額 | 5 万円 |
| 交付要件 | a. 購入した農機具を原則 3 年以上使用すること
b. 購入した農機具を使用して農産物を生産し、直売所などへ出荷（予定）すること（家庭菜園は対象外） |

※ただし、秋以降に購入予定の物は、交付決定が遅れる場合があります。

3. 募集期間

4 月 1 日（火）から予算額に達した時点で終了

4. 提出先

志摩市 水産農林部 農林課

5. 提出方法

農林課窓口に備え付けられている申込書に必要事項を記入して、添付資料と共にご提出ください

提出書類：補助金等交付申請書等

【農業用ビニールハウスの設置等】

見積書

位置図

設置するビニールハウスの構造図（カタログでも可）

【農機具の購入】

見積書

購入予定の農機具のカタログ

製造年が確認できる書類（中古品の場合のみ）

6. 問い合わせ

志摩市 水産農林部 農林課（TEL 0599-44-0288）